美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活用した地域経済の活性化を図るため、美浜町ふるさと納税寄附金協力事業者(以下「協力事業者」という。)が行うふるさと納税返礼品の新商品開発、魅力発信又は販路拡大に資する取組に対し、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、美浜町補助金等交付規則(昭和55年美浜町規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、協力事業者又は協力事業者となる見込みのある者とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助 対象者が行うふるさと納税返礼品の新商品開発、魅力発信又は販路拡大に資する 取組とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。
 - (1) 同一会計年度において、補助対象者が既に当該補助金の交付決定を受けている者である場合
 - (2) 同一会計年度において、補助対象事業が国又は県及び他の地方公共団体による補助金等の交付を受け、又は受ける予定の事業である場合
 - (3) 補助対象者が町税又は町の使用料等を滞納している者である場合 (補助対象経費及び補助金の額)
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表 に定める補助対象事業の遂行に必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、 補助の対象としないものとする。
 - (1) 消費税及び地方消費税相当額
 - (2) 補助対象事業の経費として適当とは認められない費用
- 2 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内の額とし、 50万円を上限とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が 生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、 美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付申請書(様式第1号)に次 に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該交付申請に係る 書類及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付申請の内容を審査し、交 付の決定をした場合は、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付決 定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 町長は、補助金の交付決定後に、事情の変更が生じた場合は、既に執行した部分を除き、当該交付決定の内容及び付した条件を変更することができる。

(補助対象事業の実施等)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。) は、速やかに補助対象事業に着手することとし、原則として補助金の交付を受け た年度と同一年度内に美浜町ふるさと納税の返礼品として登録を開始することと する。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該交付 決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取 り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に町長に書面をも って申し出なければならない。

(変更等の承認申請)

- 第9条 補助事業者が、補助対象事業の内容の変更し、延期し、又は中止をしようとするときは、速やかに美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金変更等承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更等については、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、補助金の交付の目的に反した内容の変更等は認めない。
- 3 町長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当 であると認めるときは、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金変更等 承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

- 第10条 前条第1項ただし書に定める、軽微な変更については、次に掲げる変更 とする。
 - (1) 補助対象事業の内容の変更により減額される補助金の額が交付決定を受けた 補助金の額の20パーセント以下の額の場合

- (2) 補助金の交付の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助金の交付の目的達成に資するものと考えられる場合
- (3) 補助金の交付の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績調書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容について審査 及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の 額を確定し、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付額確定通知書 (様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに美浜町 ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
 - (4) 不作為等により補助対象事業が計画どおり進捗していないと認められるとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を美 浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付決定取消通知書(様式第8号) をもって当該補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、 既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、交付した補助金の全部又は 一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表 (第4条関係)

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金 補助対象経費一覧

区 分	内容
報貨費	外部専門家から指導を受けた場合の謝礼金 等
旅費	外部専門家に支払う旅費 等
消耗品費	商品の容器、包装材の購入費等
印刷製本費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費 等
手数料	新商品の成分分析、検査費用 等
委 託 料	パッケージデザイン等の委託料等
備品購入費	事業に必要と認められる備品購入の経費 等

[※]消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費外

[※]使用目的が事業の遂行に必要なものであると確認できるもので、かつ、請求書又は支払を証明する書類によってその金額等が確認できるものであること。

[※]上記内容は主な事例であること。

美浜町長 様

住 所事業者名 代表者名

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付申請書

年度において、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金の交付を受けたいので、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 2 事業費総額 円

(補助対象経費 円)

3 交付申請額 円(1,000円未満切捨て)

- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金 事業計画書

	+	請	-1/ .
1	ш	≓ 吾	\prec
Τ.	—		1 🗆

事業者名		
所 在 地		
代表者名		
連絡先	TEL	担当者名
	E-mail	

2 事業計画

(1) 内容		

- (2) 詳細 (該当商品等の概要、取組内容、効果等)
- (3) 工程表 事業内容の工程についての明細を記載してください。

業務		実 施 予	定時期		
未 伤 	4~6月	7~9月	10~12月	1~	~3 月
事業内容の完了予定日			年	月	日
美浜町ふるさと納税返	礼品としての登	绿予定日	年	月	日

(4) 経費明細表 事業内容の経費の内訳及び明細を記載してください。

経費区分	必要経費	補助対象経費 (税抜) A	補助希望額 (税抜) (A×2/3)	備考
合 計				

※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外のため、税抜(本体価格)の金額を記入すること。 ※見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位 円)

科	目	予	算	額	説	明
計口	 					

2 支出の部

(単位 円)

科	目	予	算	額	説	明
1111111	t					

様

美浜町長

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金について、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり、補助金の交付を決定したので通知します。

記

1 補助金額 円

2 条件等

美浜町長 様

住 所事業者名代表者名

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、下記の理由により、変更し、延期し、又は中止したいので、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 補助金変更申請額

既交付決定額	変更等後の申請額	差引き増減額
円	円	円

4 変更等後の事業着手・完了予定日

 着手日:
 年
 月
 日

 完了日:
 年
 月
 日

※変更等の内容が分かる資料を添付すること。

第号年月

様

美浜町長

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金変更等承認申請について、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり、承認したので通知します。

記

変更内容等

美浜町長 様

住 所 事業者名 代表者名

円

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象事業の目的及び内容
- 補助金の交付決定額及びその精算額 交付決定額

精算額円

- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績調書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
 - (4) その他町長が必要と認める書類

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金 事業実績調書

	+	請	-1/ .
1	ш	≓ 吾	\prec
Τ.	—		1 🗆

事業者名		
所 在 地		
代表者名		
連絡先	TEL	担当者名
	E-mail	

2 事業実績

(1) 内容	3		

- (2) 詳細 (該当商品等の概要、取組内容、効果等)
- (3) 工程表 事業内容の工程についての明細を記載してください。

業務	実 施 時 期									
未 伤 	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月						
事業内容の完了日	年	月	日							
美浜町ふるさと納税返	年	月	日							

(4) 経費明細表 事業内容の経費の内訳及び明細を記載してください。

経費区分	必要経費	補助対象経費 (税抜) A	補助希望額 (税抜) (A×2/3)	備考
合 計				

※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象外のため、税抜(本体価格)の金額を記入すること。 ※見積書等補助対象経費の内訳が確認できる書類の写しを添付すること。

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位 円)

									(===	1 4/
科	目	予	算	額	決	算	額	差引増減額	備	考
111111111111111111111111111111111111111	 									

2 支出の部

(単位 円)

										, , ,	
	科	目	予	算	額	決	算	額	差引増減額	備	考
	章	+									
1			ĺ			ĺ				1	

様

美浜町長

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした補助金については、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり、その額を確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

美浜町長 様

住 事業者名 代表者名

囙

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の通知があった補助金を 交付されるよう美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第13条 の規定により、下記のとおり、請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名						
支 店 名						
預金種別	普	通	•	当 座	Ĉ.	
口座番号						
フリガナ						
口座名義人						

様

美浜町長

美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした美浜町ふるさと 納税返礼品チャレンジ支援補助金は、美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金交付要綱第14条の規定により、下記の理由により、交付決定を取り消します。 なお、補助金を交付済みの場合は、補助金の返還を求めます。

記

- 1 取消しの理由
- 2 補助金の返還額

円

※ 年 月 日交付済み 美浜町ふるさと納税返礼品チャレンジ支援補助金の返還金として

3 補助金の返還期限 年 月 日